

各論『佐藤衆介先生：畜産動物におけるアニマルウェルフェア』



各論3番目は帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科教授の佐藤衆介先生より、畜産動物でのアニマルウェルフェアについてのお話がありました。

畜産業でいま最もホットな話題、アニマルウェルフェア

「どうして今、畜産業でアニマルウェルフェアがホットな話題となっているのか？それはオリンピックが開催されるためです。」

2020年に東京で開催される予定のオリンピック・パラリンピックに向けて、持続可能性に配慮した調達コード(第1版)が策定されました。公式サイトによりますと、持続可能性に配慮した調達コードとは、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うために策定したもので、調達する物品やサービスに共通して適用する基準や運用方法で構成しているとされています。

「今年3月に、木材や、農産物、畜産物、水産物といった食料品の調達基準が定められました。」

その中には、畜産物の調達基準について大きく4つのことが書かれています。

「食の安全、環境保全に配慮した畜産動物の飼育、そこで働く人の労働安全、そして4つ目にアニマルウェルフェアが掲げられています。そこで、アニマルウェルフェアのことをよく知らない人々が、アニマルウェルフェアとは一体どういうものか？となり、話題になっているわけです。」

これら4つの基準を認証するためのシステムの開発や認証する人の教育はすでに開始されています。また、現在の日本の認証基準では不十分だろうということで、2020年以降を意識して国際水準にしていこうという動きにもなっています。

「そもそも、アニマルウェルフェアの議論が始められたのは畜産動物においてのことで、アニマルウェルフェアと言えば、世界では畜産動物が議論の中心となっています。5フリーダムス(5つの自由)は1992年にイギリスの畜産動物福祉協議会が提案したものです。」

そして2009年、同じ協議会が5つの自由に関する新たな提案をしました。

「5つの自由はマイナスの状態をゼロにすることが元になっているものなのですが、本来のウェルフェアはそれだけではないのではないかという意見が提案されました。動物たちをさらにポジティブな状態に持っていけるように、5つの自由に加えて、ポジティブな情動、快適さ、喜び、好奇心、安心というものを加えるのが重要だとする動きになってきています。」

5つの自由だけでなく、世界最初の動物虐待防止法も畜産動物を対象として制定されたものでした。

「1822年イギリスでリチャード・マーチン法という動物虐待防止法が作られました。これはウシの虐待並びに不適切取り扱いを防止する法律でした。1911年には、ウシだけでなく、ウマ、ロバ、ラバ、ヒツジ、ブタ、ヤギ、イヌ、ネコ、ニワトリなどすべての家畜を対象とした包括法として、動物保護法が制定されました。その後、鳥類、魚類、爬虫類なども含めたすべての飼育動物を対象とすることになりました。」

イギリスと同様に日本も、動物に関する法律は畜産動物である牛馬を対象とするところから始まりました。

「戦後の1948年、軽犯罪法の中で牛馬その他の動物への虐待行為を禁止する条文が盛り込まれました。そして1973年に動物の保護及び管理に関する法律ができます。保護の対象動物は、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるなど人が占有している畜産動物などの哺乳類と鳥類に属するものとされました。」

現代畜産のウェルフェア問題と対処

「現在一番大きな問題となっているのは、高生産力により福祉が低下している状態が生じていることです。」

たとえば日本の乳牛の年間乳量は、この50年ほどで2倍以上に増加しています。

「高生産力に伴って、対応しきれない健康上の問題が出てきています。乳房炎、肢蹄病、分娩間隔が長くなるといった健康問題が、遺伝的にも相関があると研究データで示されています。」

ブロイラー（鶏肉）についてはかなり悪い影響が現れています。

「ブロイラーは7-8週齢で出荷されますが、この30年ほどで8週齢での体重が1.8倍に増加しているという研究報告があります。筋肉の急激な成長に伴い、足で体を支えきれなくなったり（外反脚異常）、心肺機能が筋肉成長に追いつかなかつたりという異常が増加しています。」

このようなブロイラーの低福祉問題に対応するため、EUでは法律で過密飼育することを禁じました。

「過密飼育は個体のストレスを高め、疾患を重篤にすることが研究により示されています。ブロイラーにサルモネラ菌を経口投与し、過密度と通常密度飼育されている個体のコルチゾール（ストレスホルモン）レベルを計測しました。過密度飼育はコルチゾールレベルを高め、サルモネラ菌による肝臓の汚染も高まっていたことから、日和見感染なども増えることが想定できると思います。」

またEUではブロイラーだけでなく、産卵鶏についても狭くて動きが取れないケージでの飼育を禁止しています。

「狭いケージでの産卵鶏の飼育禁止により、いくつかの飼育方法へと転換されています。巣箱や止まり木、爪とぎ場となる砂場などを設置したエンリッチド・ケージや、広い小屋の中で自由に生活できるようなエイビアリー、バーンと呼ばれる平飼い、そしてフリーレンジ（放し飼い）などの飼育方法が取られるようになりました。」

産卵鶏においてもブロイラーと同様に、狭いケージでの飼育が健康に悪影響を及ぼすことが明らかになっています。

「従来の狭いケージ、エンリッチド・ケージ、ノンケージ（平飼い、放牧）それぞれの環境で飼育されている産卵鶏を比較すると、従来のケージでの飼育は骨を弱くし、捕まえる際に骨折しやすいことがわかりました。しかし、止まり木を利用できる環境だと骨が強くなって古い骨折が少なくなるものの、止まりすぎによる竜骨突起変形が多くなったり、産卵時に巣箱へ行くときなどに骨折することが多くなっていて、飼育環境を改善してもまだ問題点が残っていることが示されたと言えます。またサルモネラ汚染については、放し飼いになると極端に少なくなるということがわかりました。」

過密飼育によるブロイラーや産卵鶏にあらわれる福祉低下の問題は、拘束状態の妊娠した豚にも同様に起きていることもわかっています。

「EUは狭い場所での飼育を禁じたばかりでなく、苦痛の排除、淘汰の抑制を目標としてさまざまな対策を進めつつあります。ブタの外科的去勢を禁止する、ニワトリのくちばしを切るのを禁止する（これまでは狭い場所で飼育をするとニワトリ同士が喧嘩をして傷つけ合ったり、餌をこぼし易いので2/3程度に切っていた）、産卵鶏のオスのヒナの淘汰を禁止する（卵の段階で性別を判別する）、ブロイラーの成長を遅らせるというようなことをやろうとしています。」

殺される動物のウェルフェアは不要か？

「動物愛護管理法第二条には5フリーダムのような内容が書かれているのですが、命を取られる動物に対してそれは適用されないのか？という問題があります。」

日本で瞬間的に飼育されている家畜の頭数を見ると、犬や猫は1,000万頭弱、ブタはそれらと同程度、肉牛は250万頭、乳牛は130万頭ほど、ブロイラーや産卵鶏は1億3,000万羽以上となっています。

「殺される動物に私たちの生活が支えられていることを意識する必要があるのではないかと思います。愛着があり殺されることがない家庭動物とどう向き合うかを考えることは容易ですが、それと同時に畜産動物にも思いを馳せ、彼らとどのように向き合っていくかを考えることがとても重要だと思っています。たとえば産業動物のと畜予定が明日だとしても、当の動物は明日殺される予定だという思いは抱かないでしょう。人ならばがんで余命を宣告されることがあれば、ある程度生きていられる期間がわかります。いずれの状況においても、命が終わる

までの生活はどうでもいいものなのか？ということを改めて考えていただきたいのです。ともあれ、ウェルフェアを尊重して動物を飼うと、動物は極めてフレンドリーで可愛くなるものです。それが私が動物のウェルフェアを改善したいとする主たる動機となっています。」